

印西市送迎保育ステーション  
設置等業務委託及び事業運営業務委託  
に関するプロポーザル実施要領

令和7年8月

印西市健康子ども部保育幼稚園課

## 印西市送迎保育ステーション設置等業務委託及び事業運営業務委託 に関するプロポーザル実施要領

印西市では、千葉ニュータウン中央駅圏に送迎保育ステーション事業の開設を目指し、その設置等にかかる受託事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

なお、受託を希望する法人は、書類提出の前に必ず保育幼稚園課と協議してください。

### 1 目的

印西市内の保育所等に在籍する児童を対象に、保護者が利用しやすい場所に、児童を一時的に預かる「保育ステーション（以下「ステーション」という。）」を設置し、朝夕の送迎における通園先との中継場所となることで、保護者の送迎負担の軽減を図る。また、ステーションの利用により、比較的自宅から遠い保育所等も入園先の選択肢となり得ることから、併せて待機児童等対策及び保育所等の地域による入所者数の偏りの是正を図り、市内の保育環境を充実させることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

印西市送迎保育ステーション設置等業務委託及び事業運営業務委託

#### (2) 業務内容

##### 【1】送迎保育ステーション設置等業務（令和7年度中の委託業務）

送迎保育ステーション事業を実施するためのステーション設置及び運営を行うための準備行為

##### 【2】送迎保育ステーション事業運営業務（令和8年度からの委託業務）

送迎保育ステーション事業を実施する

#### (3) 履行期間

【1】契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

【2】令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (4) 委託費上限額

【1】送迎保育ステーション事業のステーション設置に係る委託費については、送迎保育ステーション設置等業務委託契約を締結し、予算の範囲内で委託費を支払う。

委託費上限額：37,764,000円

※改修に要する工事請負費、建物賃借料（礼金を含み、敷金及び保証金を除く。）及び運営に係る準備経費とする。

【2】送迎保育ステーション事業の運営に係る委託費については、ステーション運営に係る経費【報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料）、委託費、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費、車両購入費、運行費、改修費及び公課費】を市と事業者で協議し、事業実施年度の予算額の範囲内で決定し、支払うものとする。

委託費想定額：190,470,000円

令和8年度	37,025,000円
令和9年度	37,330,000円
令和10年度	37,993,000円
令和11年度	38,653,000円
令和12年度	39,469,000円

※(4)【2】に係る事業実施については、令和7年第4回印西市議会定例会において令和8年度から令和12年度までの債務負担行為の設定を行い、その予算が可決された場合において有効とするため、中止又は変更となる場合がある。

### 3 業務内容

#### 【1】送迎保育ステーション設置等業務（令和7年度中の委託業務）

##### (1) 設置場所

千葉ニュータウン中央駅（北総鉄道）から概ね300m以内

※駅からの距離については直線距離とし、駅出入口を起点として、ステーションの開所予定地の出入口までの距離とすること。

##### (2) 施設及び設備基準

- ・定員を30人程度とする。
- ・ステーションは、事業者が所有又は賃借する物件とする。
- ・保育室の面積は固定式の家具等を除いた有効面積で利用者1人当たり1.98㎡以上を確保すること。
- ・保育室内に専用の手洗設備を設けること。
- ・保育室等と区画された便所を有し、かつ手洗設備を設けること。便器の数は利用者10人につき概ね1据以上を確保すること。
- ・一般的な加温調理が可能な程度の調理設備を有すること。
- ・園児を送迎するバスが安全に停車できる場所を有すること（駐停車禁止区域に送迎バスを駐停車することがないこと）。

##### (3) 留意事項

- ・ステーションの設置場所となるテナント等については、本申請時点で、事業者が賃貸借契約又はその予定契約を締結しているか、若しくは貸主との間で契約を締結することの合意を得ること。

#### 【2】送迎保育ステーション事業運営業務（令和8年度からの委託業務）

##### (1) 実施場所

令和7年度に設置したステーション及び印西市内の各保育所等

##### (2) 利用対象児童

次に掲げるすべての要件を満たす児童

- ア 印西市在住の満2歳から就学前までの児童
- イ 市が指定する保育所等に通園する児童
- ウ 送迎バス等の車両送迎による通園が可能な児童

##### (4) 開所時間等

- ア 開所日は、月曜日から土曜日までとすること。
- イ 開所時間は、7時から19時までを原則とする。
- ウ 休日は、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日とすること。

(5) 保育時間等

朝及び夕方のバス送迎の前後（7時～9時30分、16時30分～19時）について、利用児童の保育を実施すること。

(6) その他事業運営内容（送迎方法、保育方法等）

- 8 (1) ③提案資料の中で、その他の事業内容については、提案すること。

4 実施スケジュール

	内 容	期日等
1	公募日	令和7年8月14日（木）
2	参加申請書提出期限	令和7年8月22日（金）17時
3	質問書受付期限	令和7年8月22日（金）17時
4	質問回答予定日	令和7年8月27日（水）
5	企画提案書提出期限	令和7年9月5日（金）正午
6	審査結果通知予定日	令和7年9月26日（金）
7	契約締結予定日	令和7年9月下旬（送迎保育ステーション設置等業務）

5 参加資格

- (1) 印西市内で認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所のいずれかを運営している法人
- (2) 本業務により設置された送迎保育ステーションにおいて、別途委託を予定している運営業務を受託し、継続して運営する意思と能力がある法人
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本業務の企画提案書を提出した日の前の6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者に該当しないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者に該当しないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者に該当しないこと。
- (7) 印西市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）に基づく指名停止措置又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (8) 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第95号）別表に掲げる措置要件に該当しない者

6 参加申請

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申請書（様式1）
- ②業務実績表（様式2）

(2) 提出期限

令和7年8月22日（金）17時

(3) 提出方法

正本1部を持参により提出すること。

## 7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は次のとおりとする。なお、評価及び審査に係る質問や明らかに参加資格を満たさない者からの質問は受け付けない。

(1) 質問方法

質問書（様式3）を「14 事務局」あてに電子メールで送付するとともに、電話で着信確認をすること。受付期限までは何度でも質問できる。なお、メールの件名は「プロポーザル質問書（法人名）」とすること。

(2) 受付期限

令和7年8月22日（金）17時

(3) 回答方法

市ホームページに随時掲載し、令和7年8月27日（水）までに確定する。

なお、質問内容が質問者独自の提案に関わるものと判断した場合は、当該質問者へのみ回答する。

## 8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次のとおり提出すること。

また、書類提出後、審査にあたり内容確認等のためヒアリングや追加資料の提出を求める場合があるため応じること。

なお、本プロポーザルに係る経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式4）
- ②運営法人に係る概要調書（様式5）
- ③提案資料（任意様式、A4版20頁以内、A3版はA4版2頁分とみなす。）
  - ・令和7年度に設置する施設の内容（整備内容を含む）及び令和8年度に当該施設を用いて行う運營業務委託を受託した場合における児童の預かりや送迎の方法について提案すること。
  - ・事業目的を理解した上で、その実現のため印西市の保育環境や保育現場に精通した事業者としての知見を生かした提案をすること。
  - ・他の自治体の類似施策も十分参考にしつつ、多くの児童の利用が期待できる提案をし、アピールポイントがあれば積極的に示すこと。
  - ・事業目的に照らしてより有利と思われる大小の代替案があれば、理由を付した上で独自の提案をして構わない。

④見積書（任意様式、A4版）

・【1】送迎保育ステーション設置等業務（令和7年度中の委託業務）については、委託費上限額の範囲内で金額を提示すること。

対象経費は、2（4）【1】に記載の経費とする。

・【2】送迎保育ステーション事業運営業務（令和8年度～令和12年度分）についても、提案書の内容に基づき参考見積書を作成すること。上限額は設けない。対象経費は、2（4）【2】に記載の経費とする。

・【1】及び【2】それぞれ経費の内訳について、費目ごとに積算根拠が分かるように記載すること。

⑤設置施設の賃貸借契約を確約する書類の写し（任意様式）

(2) 提出期限

令和7年9月5日（金）正午

(3) 提出方法

正本1部、副本（正本の写し）1部をフラットファイルに綴り、「14 事務局」に持参すること。提出にあたり事務局職員が書類のチェックを行うため、事前に日時を調整すること。また、提出書類の電子データを併せて提出すること。

9 参加の辞退

企画提案書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）を持参、郵送又はメールにて提出すること。提出にあたっては、事前に事務局に電話連絡をすること。

10 プレゼンテーション

提出した参加申請書及び企画提案書について、次のとおりプレゼンテーションを行うものとする。なお、プレゼンテーションは本業務に直接関わる者が行うこと。

(1) 日時（予定）

令和7年9月19日（金）

実施時間については、追って通知する。

(2) 場所

印西市役所 会議棟 204会議室（予定）

(3) 1者当たりの所要時間

・準備5分

・企画提案プレゼンテーション 20分

・企画提案に対する質疑等 15分程度

(4) 参加人数

3名以内とする。

(5) その他

パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に「14 事務局」に連絡すること。

この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等の電子機器は提案者が持参すること。なお、企画提案に係る資料の追加や差し替えは原則認めない。

## 1 1 審査及び選定

### (1) 審査方法

審査は、「印西市送迎保育ステーション設置等業務委託及び事業運営業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」における企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、受託候補者を選定する。

### (2) 審査基準

別紙「プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。なお、当該審査基準に記載の最低基準点に満たない提案者は、失格とする。

### (3) 選定方法

各委員の評点数の合計点における最高得点者を受託候補者として選定する。最高得点者が複数いる場合は、委員会の合議により受託候補者を選定する。

なお、参加者が1者の場合でもプレゼンテーションを行い、その得点が最低基準点を満たしている場合は、その1者を受託候補者として選定する。

### (4) 審査結果

審査結果は令和7年9月26日（金）を予定日とし、参加者に書面で通知する。

また、市ホームページにて受託候補者を含め公表する。

なお、審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

## 1 2 失格事項

次に該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託費上限額を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、著しく信義に反する行為等があった場合

## 1 3 契約手続き

受託候補者を随意契約の相手方として契約締結の協議を行う。原則として、企画提案書等に記載した内容や内容確認に対して回答した内容を本業務の仕様として位置付けるが、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により仕様を調整する場合がある。

なお、協議が不調となった場合は、選定における次点者を受託候補者とした契約締結協議を行うことがある。

## 1 4 事務局

印西市 健康子ども部 保育幼稚園課 計画管理係

〒270-1396 印西市大森2 3 6 4 番地2

電 話：0476-33-4649（係直通）

メール：[hoikuka@city.inzai.chiba.jp](mailto:hoikuka@city.inzai.chiba.jp)

## プロポーザル審査基準

評価項目		評価内容	配点
ステーションの設置	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が利用しやすいか</li> <li>・バス等の発着乗降が安全・円滑に行えるか</li> <li>・継続・安定して賃借できるか</li> </ul>	30
	整備内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な預かりができる施設か</li> <li>・十分な利用定員を確保できるか</li> <li>・設置スケジュールは適切か</li> </ul>	30
	見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格妥当性</li> </ul>	15
運営方法の構築	保育体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な預かりができる業務体制か</li> <li>・ステーション・保護者・送迎先間の連携・連絡体制は十分か</li> </ul>	30
	送迎方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの利用者が見込めるか</li> <li>・安全対策は適切か</li> <li>・児童負担の軽減に配慮しているか</li> </ul>	30
	見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格妥当性</li> </ul>	15
合計点数			150

最低基準点	<p>審査委員の合計点が、総合計点（750点）の6割に満たない場合は失格とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>最低基準点 450点</b></p>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------